

関係法令一覧

○ 関係法令

- ・ 福岡市屋台基本条例
- ・ 福岡市屋台基本条例施行規則
- ・ 特殊形態営業に関する取扱要綱

※ 1次審査（筆記試験）については、上記の関係法令及び別紙の参考資料の内容から出題いたします。

○福岡市屋台基本条例

平成25年 7 月 1 日

条例第43号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 公共空間における屋台営業

第 1 節 屋台営業に係る許可(第 7 条)

第 2 節 市道等における屋台営業(第 8 条—第15条)

第 3 節 公園における屋台営業(第16条)

第 3 章 是正措置等

第 1 節 指導及び公表(第17条・第18条)

第 2 節 市道等における屋台に対する措置(第19条—第23条)

第 3 節 公園における屋台に対する措置(第24条)

第 4 章 屋台営業候補者の公募、決定等(第25条—第28条)

第 5 章 屋台営業に関するその他の事項(第29条—第32条の 2)

第 6 章 雑則(第33条—第36条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、屋台が福岡のまちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を有していることを踏まえ、屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化に関し、基本理念を定め、市、屋台営業者等及び利用者の責務を明らかにするとともに、公共空間における屋台営業に係る施策の基本的な事項を定めることにより、今後も屋台の効用を高め、及び活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、もって屋台が市民、地域住民及び観光客に親しまれ、福岡のまちと共生する持続可能な存在となることを目的とする。

(基本理念)

第2条 屋台の効用の活用及び屋台営業の適正化は、市及び屋台営業者等(屋台営業者及び屋台営業従事者をいう。以下同じ。)が、相互に連携しつつ、それぞれの責務と役割を果たすことにより、次に掲げる屋台の実現を目指すことを基本理念として行うものとする。

- (1) 市民、地域住民及び観光客に理解され、愛される屋台
- (2) 観光資源として福岡市を広報することができる屋台
- (3) まちのにぎわいや人々の交流の場を創出する都市の装置としての役割を果たし、まちの魅力を高める屋台

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋台 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第4項に規定する軽車両に飲食店営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業をいう。次号において同じ。)のための設備を備え付けたものをいう。
- (2) 屋台営業 屋台を一定の時間一定の場所に設置して行う飲食店営業をいう。
- (3) 屋台営業者 屋台営業を営む者をいう。
- (4) 屋台営業従事者 屋台営業者以外の者であって屋台営業に従事するものをいう。
- (5) 市道等 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路であって市が管理するものをいう。
- (6) 公園 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園であって市が管理するものをいう。
- (7) 市道等占用許可 屋台営業を行うための道路法第32条第1項又は第3項の規定による市道等の占用の許可をいう。

- (8) 道路使用許可 屋台営業を行うための道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項の規定による道路の使用の許可をいう。
- (9) 公園占用等許可 屋台営業を行うための都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可及び福岡市公園条例(昭和33年福岡市条例第18号)第4条第1項又は第3項の規定による公園における行為の許可をいう。
- (10) 飲食店営業許可 屋台営業を行うための食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項の規定による営業の許可をいう。

(令和3条例52・一部改正)

(市の責務)

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、屋台の効用を高め、及び活用するために必要な施策のほか、屋台営業に関する法令、条例及び規則(以下「関係法令等」という。)が遵守されるよう、屋台営業者等の指導監督、屋台の適正な利用の促進、水道、下水道等の環境の整備その他屋台営業の適正化のために必要な施策を総合的に実施するものとする。

(屋台営業者等の責務)

第5条 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、規則で定める屋台営業を行うに当たり遵守すべき事項をはじめ関係法令等を遵守しなければならない。

2 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台を利用する者(以下「利用者」という。)に対し安全で安心な飲食及びサービスを提供し、利用者の信頼を確保し、並びに屋台の魅力を高めるよう努めなければならない。

3 屋台営業者等は、屋台営業を行うに当たっては、屋台営業を行う場所の地域住民の生活環境に配慮するとともに、地域の清掃活動に参加する等地域への貢献に努めなければならない。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、屋台営業が行われる場所の地域住民の生活環境に配慮して

屋台を利用するよう努めなければならない。

2 利用者は、屋台営業の適正化に協力するよう努めなければならない。

第2章 公共空間における屋台営業

第1節 屋台営業に係る許可

第7条 市道等又は公園において屋台営業を営もうとする者は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定める許可を受けなければならない。

- (1) 市道等 市道等占用許可、道路使用許可及び飲食店営業許可
- (2) 公園 公園占用等許可及び飲食店営業許可

第2節 市道等における屋台営業

(市道等占用許可の申請)

第8条 市道等占用許可を受けようとする者(次条第1項、第10条第1項及び第12条第1項において「申請者」という。)は、道路法第32条第2項に規定する申請書のほか規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

(市道等占用許可の基準等)

第9条 市長は、申請者(次条第1項に規定する更新申請者を除く。以下この項において同じ。)の申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であつて、次に掲げる基準のいずれにも適合するときに限り、市道等占用許可を与えるものとする。

(1) 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員

イ 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

ウ 正当な理由なく第32条の2第1項に規定する設備を使用しようとしな
い者

(2) 申請者が、次のいずれかであること。

ア この条例の施行の日において市道等占用許可を受けている屋台営業者

(以下「現営業者」という。)の配偶者又は直系血族のうち、同日及び申請の日(現営業者が死亡している場合にあっては、現営業者が死亡した日。次号ウ(ア)において同じ。)において、主として現営業者が営む屋台営業による収入により生計を維持している屋台営業従事者(その者が2人以上である場合は、そのうちの1人に限る。)

イ 第25条第1項に規定する屋台営業候補者

(3) 市道等占用許可を受けようとする場所が、次のいずれにも適合すること。

ア 屋台を設置した後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されること。

イ 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道にあっては、設置した後の屋台が当該ブロックから0.6メートル以上離れること。

ウ 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれに定める場所であること。

(ア) 前号アに該当する者 現営業者が申請の日に現に市道等占用許可を受けている場所

(イ) 前号イに該当する者 第25条第1項の規定により指定された場所

(4) 申請者(第2号アに該当する者(現営業者が死亡している場合に限る。))又は同号イに該当する者に限る。)の申請が、規則で定める期間内になされていること。

2 市長は、前項の規定により市道等占用許可を与えようとするときは、あらかじめ当該市道等占用許可に係る場所を管轄する警察署長と協議するものとする。

(平成27条例37・一部改正)

(市道等占用許可の更新の基準等)

第10条 市長は、申請者のうち現に受けている市道等占用許可の期間の満了後も引き続き当該市道等占用許可を受けた場所において市道等占用許可を受けようとする者(以下この項において「更新申請者」という。)の申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するときに限り、市道等占用許可を与えるものとする。

(1) 更新申請者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 前条第1項第1号アからウまでに掲げる者

イ 現に受けている市道等占用許可の期間内に、正当な理由なく第32条の2第1項に規定する設備を使用せずに屋台営業を行ったことにより、第17条第1項の文書による指導を受けたにもかかわらず、これに従わなかった者

ウ 現に受けている市道等占用許可の期間内に、関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件に違反したことにより、2回以上第17条第2項の警告書による指導を受け、又は第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止されたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかった者

(2) 更新申請者が第15条第2号の規定により休止の届出をした屋台営業者である場合にあっては、規則で定める基準に適合する者であること。

(3) 引き続き市道等占用許可を受けようとする場所が、前条第1項第3号ア及びイのいずれにも適合すること。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による市道等占用許可について準用する。

(平成27条例37・一部改正)

(市道等占用許可の条件)

第11条 市長は、市道等占用許可を与えるときは、道路法第87条第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより、屋台の規格、占用時間その他道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するために必要な条件を附するものとする。

2 市道等占用許可の期間は、1年以内で市長が定める。

(道路占用許可書等)

第12条 市長は、市道等占用許可を与えるときは、申請者に対し、規則で定めるところにより、道路占用許可書及び道路占用許可証を交付するものとする。

2 市道等占用許可を受けた者(以下「市道等許可占用者」という。)は、屋台営

業を行うに当たっては、前項の道路占用許可書を携帯し、及び同項の道路占用許可証を屋台の見やすい場所に掲示しなければならない。

(市道等許可占用者による屋台営業等)

第13条 市道等における屋台営業は、市道等許可占用者が、自ら行わなければならない。

2 市道等許可占用者は、市道等占用許可に係る権利を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

(占用料の納入)

第14条 市道等許可占用者は、福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号)の規定に従い占用料を納入しなければならない。

(変更又は廃止等の届出)

第15条 市道等許可占用者は、次に掲げる場合には、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条に規定する申請書又は書類の内容に変更があるとき。
- (2) 屋台営業を1月以上の期間にわたり休止するとき。
- (3) 屋台営業を廃止するとき。

第3節 公園における屋台営業

第16条 前節(第9条第1項第3号ア及びイ並びに第2項並びに第10条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定は、公園における屋台営業について準用する。この場合において、第8条、第9条第1項、第10条第1項並びに第11条第1項及び第2項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と、同項中「1年」とあるのは「6月」と、第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

第3章 是正措置等

第1節 指導及び公表

(指導)

第17条 市長は、屋台営業者等が関係法令等の規定又はこれらの規定による許可に附した条件に違反していると認める場合は、当該屋台営業者等に対し、違反行為の態様、違反の程度、過去の指導状況等に応じて、口頭又は文書により指導を行うものとする。

2 前項の場合において、市道等占用許可又は公園占用等許可に係る指導については、規則で定めるところにより、口頭、注意書又は警告書により行うものとする。

(公表)

第18条 市長は、屋台営業者等に係る関係法令等の規定及びこれらの規定による許可に附した条件並びに第5条第1項に規定する事項の遵守状況について、規則で定めるところにより、屋台営業者ごとに公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、屋台営業者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、当該屋台営業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該屋台営業者の所在が不明で通知することができないときは、この限りでない。

第2節 市道等における屋台に対する措置

(市道等占用許可の効力の停止)

第19条 市長は、市道等許可占有者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、当該市道等許可占有者に係る市道等占用許可の効力を停止するものとする。

(1) 第17条第2項の警告書による指導を受けた日から6月以内に再び同項の警告書による指導を受けた場合

(2) 道路使用許可の効力を停止された場合

(市道等占用許可の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、市道等許可占有者に係る市道等占用許可を取り消すものとする。

(1) 市道等許可占有者が、次のいずれかに該当した場合

ア 前条の規定により市道等占用許可の効力を停止された日から6月以内に再び同条各号のいずれかに該当したとき。

イ 第9条第1項第1号ア及びイに掲げる者のいずれかに該当したとき。

ウ 第13条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

エ 道路使用許可又は飲食店営業許可を取り消されたとき。

(2) 市道等占用許可を受けた場所が、第9条第1項第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合しなくなった場合

(警察署長からの意見聴取)

第21条 市長は、第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止し、又は前条の規定により市道等占用許可を取り消そうとする場合には、あらかじめ当該市道等許可占有者に係る道路使用許可をした警察署長から意見を聴取するものとする。

(市道等に関する工事等による屋台の移転等)

第22条 市長は、屋台が市道等に関する工事の支障になると認める場合は、道路法第71条第2項の規定に基づき、市道等許可占有者に対し、当該屋台の移転を命じるものとする。

2 市長は、第9条第1項の規定にかかわらず、前項(第24条において準用する場合を含む。)の規定による命令により屋台を移転するために市道等占用許可を受けようとする者又は同項の工事の終了後に移転前の場所において市道等占用許可を受けようとする者の申請の内容が、道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であつて、第9条第1項第1号及び第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合するときは、市道等占用許可を与えることができる。

3 第9条第2項の規定は、前項の規定による市道等占用許可について準用する。

4 屋台営業者等は、第1項の規定による命令による屋台の移転に関して、当該移転に係る費用及び損失の補償を求めることはできない。

(除却命令)

第23条 市長は、屋台営業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、道路法第71条第1項の規定に基づき、屋台の除却を命じるものとする。

- (1) 市道等占用許可を受けることなく屋台営業を行うため、市道等を占用しているとき。
- (2) 前条第1項の規定による命令に従わなかったとき。

第3節 公園における屋台に対する措置

第24条 前節(第19条第2号、第20条第2号、第21条及び第22条第3項を除く。)の規定は、公園における屋台に対する措置について準用する。この場合において、第19条、第20条、第22条第2項及び第23条第1号中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

第4章 屋台営業候補者の公募、決定等

(屋台営業候補者の公募)

第25条 市長は、市道等又は公園における屋台営業が、まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができると認めるときは、場所を指定して、当該場所において市道等占用許可又は公園占用等許可を受けることができる者(法人を除く。以下「屋台営業候補者」という。)の公募を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により指定しようとする場所が市道等であるときは、あらかじめ当該場所を管轄する警察署長と協議するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による場所の指定に当たっては、福岡市屋台選定委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、屋台営業候補者の公募に関し必要な事項は、規則で定める。

(屋台営業候補者の決定等)

第26条 福岡市屋台選定委員会は、市長が前条第1項の規定による公募を行っ

た場合は、規則で定める基準に基づき、当該公募に応募した者のうちから屋台営業候補者として適当と認める者の選定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により選定された者のうちから屋台営業候補者を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、その旨を当該屋台営業候補者に通知しなければならない。

(公募屋台営業者に係る市道等占用許可等の通算期間等)

第27条 屋台営業候補者として市道等占用許可又は公園占用等許可を受けた者(以下「公募屋台営業者」という。)が第9条第1項及び第10条第1項(第16条において準用する場合を含む。)並びに第22条第2項(第24条において準用する場合を含む。)の規定により受けることができる市道等占用許可又は公園占用等許可の期間を通算した期間(以下「通算期間」という。)は、3年を限度とする。ただし、市長は、2回に限り通算期間の延長を行うことができる。

2 前項ただし書の規定による通算期間の延長(以下単に「通算期間の延長」という。)を受けようとする公募屋台営業者は、規則で定めるところにより、その都度市長に通算期間の延長を申請しなければならない。

3 市長は、通算期間の延長を申請した公募屋台営業者について、営業状況が良好で、屋台の効用を十分に発揮し、市の魅力を高めている者であって通算期間の延長を行うことが適当であると福岡市屋台選定委員会が認定したときに限り、通算期間の延長を行うものとする。

4 通算期間の延長は、1回目にあつては2年以内、2回目にあつては5年以内の期間で行うことができる。

(福岡市屋台選定委員会)

第28条 市長の附属機関として、福岡市屋台選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属せられた事務のほか、市長が必要と認める事務を行う。

3 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 市民

(2) 学識経験者

(3) 市議会議員

(4) 次条第1項に規定する屋台営業者団体の代表者

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 屋台営業に関するその他の事項

(屋台営業者団体)

第29条 屋台営業者により構成された団体(市長が指定するものに限る。以下

「屋台営業者団体」という。)は、当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者相互の協力により、屋台営業者等が関係法令等を遵守し適正な屋台営業を行い、及び市の施策に協力し屋台の効用を高めるよう努めなければならない。

2 市長は、屋台営業者団体が、屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動を行った場合は、当該活動について当該屋台営業者団体に加入する屋台営業者が行ったものとみなすことができる。

(屋台営業者団体に対する支援)

第30条 市長は、屋台営業者団体が行う屋台の効用を高める活動、地域への貢献活動その他公益に資する活動について、必要な支援をすることができる。

(講習会)

第31条 市長は、屋台営業者等に対し、屋台営業に関し必要な知識を習得させることを目的とする講習会を開催するものとする。

2 市長は、第26条第2項の規定により屋台営業候補者を決定したときは、当該屋台営業候補者に対し、講習会を開催するものとする。

3 屋台営業者等及び屋台営業候補者は、第1項又は前項の講習会を受講しな

なければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の講習会を受講した者に対し、講習会を受講したことを証するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。
(環境整備)

第32条 市は、屋台の効用を高め、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図るため、屋台営業者の応分の負担のもと、水道、下水道その他必要と認める屋台営業のための環境の整備を行うものとする。

(設備の使用等)

第32条の2 市道等占用許可を受けた屋台営業者及び屋台営業従事者は、市道等において屋台営業を行うに当たっては、前条の規定により市が整備し、又は所有する次に掲げる設備を使用しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 給水装置(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項の給水装置をいう。以下同じ。)

(2) 汚水枳(屋台営業に係る汚水进行处理するための設備をいう。以下同じ。)

(3) 受電箱(屋台営業に係る電気の供給を受けるための設備をいう。以下同じ。)

2 前項に規定する設備を使用する屋台営業者(以下「設備使用者」という。)からは、別表に定める額の範囲内で規則で定める額の使用料を徴収する。

3 前項の使用料の徴収については、福岡市道路占用料徴収条例の例による。

4 設備使用者は、使用期間中その使用に係る第1項に規定する設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

5 設備使用者は、屋台営業を行わなくなったことにより第1項に規定する設備の使用を終了したとき(第20条の規定により市道等占用許可が取り消されたときを含む。)は、速やかに自己の責任において当該設備を原状に復して返還しなければならない。

- 6 設備使用者がその責めに帰すべき事由により、第1項に規定する設備を破損し、滅失し、又は汚損して市に損害を与えたときは、当該設備を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する設備の使用に関し必要な事項は、規則で定める。
- 8 前各項の規定は、公園における屋台営業について準用する。この場合において、第1項及び第5項中「市道等占用許可」とあるのは「公園占用等許可」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、規則で定める。

(平成27条例37・追加)

第6章 雑則

(営業状況の報告)

第33条 公募屋台営業者は、規則で定めるところにより、市長に毎年の屋台の営業状況を報告しなければならない。

(立入調査)

第34条 市長は、この条例に定める施策及び措置を実施するため必要があると認めるときは、職員に屋台に立ち入り、営業状況、設備等を調査させ、関係人に質問させ、又は必要な指導をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、当該立入調査に従事する職員であることを証する証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(国との連携)

第35条 市長は、道路法第3条第2号に規定する一般国道のうち国土交通大臣が管理するものにおける屋台営業について、第1条の目的に沿った指導監督及び措置がなされるよう、国との連携に努めるものとする。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、第9条第1項第2号イ、第3号ウ(イ)及び第4号(第2号イに該当する者に係る部分に限る。)、第4章、第31条第2項並びに第3項及び第4項(屋台営業候補者に係る部分に限る。)並びに第33条並びに附則第9項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第117号により平成27年10月1日から施行)

(再配置対象屋台営業者に係る経過措置等)

- 2 市長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、現営業者のうち第9条第1項第3号(ウを除く。)に掲げる基準に適合しない場所において屋台営業を行っている者(以下「再配置対象屋台営業者」という。)がいる場合は、当該再配置対象屋台営業者に対し当該基準に適合する場所に屋台の移転を命じる措置その他当該基準に適合させるために必要な措置(以下「再配置措置」という。)を行うものとする。
- 3 市長は、再配置措置を行うに当たっては、屋台を移転する場所又は現に屋台営業を行っている場所の地域住民、再配置措置を行おうとする再配置対象屋台営業者、屋台営業者団体その他の関係者の合意の形成に努めるものとする。
- 4 市長は、再配置措置を行おうとするときは、あらかじめ屋台を移転する場所(市道等に限る。)又は現に屋台営業を行っている場所を管轄する警察署長と協議するものとする。
- 5 市長は、再配置対象屋台営業者に対し屋台の移転を命じる場合は、屋台の移転の期限及び当該移転のために必要な手続等を当該期限の1月前までに通知するものとする。
- 6 市長は、第9条第1項(第16条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、再配置措置により屋台を移転する場所において市道等占用許可又は

公園占用等許可を受けようとする者の申請の内容が、道路法第33条第1項に規定する場合又は都市公園法第7条及び福岡市公園条例第4条第4項に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号及び第3号(ウを除く。)に掲げる基準(公園占用等許可の場合にあつては、同項第1号に掲げる基準)に適合するときは、市道等占用許可又は公園占用等許可を与えることができる。

7 市長は、第10条第1項の規定にかかわらず、再配置措置までの間に再配置対象屋台営業者が屋台営業を行っている場所に係る市道等占用許可の申請をしたときは、その申請の内容が道路法第33条第1項に規定する場合に該当する場合であって、第10条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに限り、市道等占用許可を与えることができる。

(1) 当該再配置対象屋台営業者が再配置措置に同意したとき。

(2) その他市長がやむを得ない事由があると認めるとき。

8 市長は、第5項の期限までに屋台を移転しない再配置対象屋台営業者については、道路法第71条第1項の規定に基づき、市道等占用許可を取り消すものとする。

9 第25条第1項の規定による公募は、再配置措置に係る附則第2項に規定する基準に適合しない場所においては行わないものとする。

(施行日前における公園の占用の許可)

10 市長は、この条例の公布の日以後においては、施行日前においても、屋台営業を行うための福岡市公園条例第4条第1項又は第3項の規定による公園における行為の許可を受けている屋台営業者が、屋台営業を行っている場所に係る屋台営業を行うための都市公園法第6条第1項又は第3項の規定による公園の占用の許可の申請をしたときは、その申請の内容が同法第7条に規定する場合に該当する場合であって、第9条第1項第1号に掲げる基準に適合するときは、この条例の規定の例により施行日以後の当該占用の許可(福岡

市公園条例の一部を改正する条例(平成25年福岡市条例第49号)による改正後の福岡市公園条例第17条の2に規定する屋台に係るものに限る。)を与えることができる。

(検討)

- 11 市は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

附 則(平成27年3月19日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福岡市屋台基本条例第9条第1項第1号ウ、第10条第1項第1号ア及びイ、第32条の2並びに別表の規定は、同条第1項に規定する設備の供用が開始されていない場所において屋台営業を行う者については、当該設備の供用が開始されるまでの間は、適用しない。

附 則(令和3年3月29日条例第52号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第1条の規定 令和3年6月1日

別表

(平成27条例37・追加)

区分	単位	金額
給水装置	1月	円 1,200
汚水枳	1月	1,200
受電箱	1月	800

○福岡市屋台基本条例施行規則

平成25年 8 月29日

規則第109号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 市道等における屋台営業(第4条—第9条)
- 第3章 公園における屋台営業(第10条)
- 第4章 是正措置等(第11条—第15条)
- 第5章 公募(第16条—第32条)
- 第6章 屋台営業に関するその他の事項(第33条・第34条)
- 第7章 雑則(第35条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡市屋台基本条例(平成25年福岡市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(屋台営業者等の遵守事項)

第3条 条例第5条第1項に規定する規則で定める屋台営業者等(屋台営業者及び屋台営業従事者をいう。以下同じ。)が屋台営業を行うに当たり遵守すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 屋台の設備等については、次のとおりとすること。

ア 条例第32条の2に規定する設備の整備に協力すること。

イ 電気、水道及び下水道の設備を適正に維持管理し、これらの使用に当たっては歩行者等の安全な通行及び公園を利用する者の適正な公園の利用を妨げないこと。

ウ 屋台を利用する者(以下「利用者」という。)等が利用する便所の確保に自ら努め、当該便所の場所を利用者の見やすい場所に明示するとともに、屋台の周辺における公衆便所の整備及び維持管理に協力すること。

(2) 屋台の外観を清潔に保つこと。

(3) 料金の表示については、次のとおりとすること。

ア 利用者の見やすい場所に明示すること。

イ 当日の原材料の価格によって料金を変更する品目にあつては当日の料金を、複数の料金体系がある品目にあつてはそれぞれの料金を明示すること。

(4) 屋台を適切な場所で保管すること。

(5) 屋台営業に係るごみについては、事業活動に伴って生じた廃棄物として適正に処理し、家庭から出るごみとして処理しないこと。

(平成27規則78・一部改正)

第2章 市道等における屋台営業

(市道等占用許可の申請書類)

第4条 条例第8条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 屋台営業届出書(様式第1号)

(2) 屋台営業に関する法令、条例及び規則(以下「関係法令等」という。)を遵守する旨の誓約書

(3) 第33条第2項に規定する講習会受講証の写し

(4) 市道等占用許可を受けようとする場所の背後地の所有者の承諾書(背後地を屋台の設置場所として利用する場合又は屋台を移転する場合であつて、市長が必要と認めるときに限る。)

(5) 市道等占用許可を受けようとする者(次号及び次項において「申請者」という。)の住民票の写し

(6) 申請者の住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であつて申請者本人の写真が貼付された

ものの写し

(7) 屋台営業候補者にあつては、第21条第1項に規定する通知書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 条例第8条の規定による書類の提出は、申請者が自ら行わなければならない。ただし、申請者が自ら行うことができないやむを得ない事由がある場合は、申請者は、代理人(申請者以外に屋台営業に従事しようとする者がある場合は、その者に限る。)を定めて、その者に当該提出を行わせることができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる書類のうち一部の書類の提出を要しないこととすることができる。

(平成27規則118・一部改正)

(市道等占用許可の申請の期間)

第5条 条例第9条第1項第2号アに該当する者(同号アに規定する現営業者(以下単に「現営業者」という。)が死亡している場合に限る。)に係る同項第4号に規定する規則で定める期間は、現営業者が死亡した日の翌日から起算して2月以内とする。

2 条例第9条第1項第2号イに該当する者に係る同項第4号に規定する規則で定める期間は、市長が指定する日から起算して2月以内とする。

(平成27規則118・一部改正)

(休止の届出をした場合の市道等占用許可の更新の基準)

第6条 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、同条第1項に規定する更新申請者の申請が休止の事由が発生した日から起算して1年6月以内になされていることとする。

(市道等占用許可の条件)

第7条 条例第11条第1項の規定により附する市道等占用許可の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 屋台の規格等については、次のとおりとすること。

- ア 屋台の規格については、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口(歩道にあっては、縦断方向とする。以下同じ。)3メートル以内、奥行(歩道にあっては、横断方向とする。以下同じ。)2.5メートル以内とすること。
- イ 屋台の構造については、容易に移動することができるものとする。
- (2) 市道等占用許可を受けた場所(以下「占用場所」という。)の占用時間については、屋台及び器材の搬入及び搬出を含めて、午後5時から翌日の午前4時までとすること。
- (3) 屋台営業に必要な器材のうち屋台の規格内に設置することが困難なもの(客席及び囲いを除く。)については、屋台の規格を含む間口5メートル、奥行3メートルの範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置すること。
- (4) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 屋台の規格外に机(利用者に利用させることを目的として設置するものに限る。以下同じ。)若しくは客席を設置し、又は屋台の規格外で利用者に対して飲食を提供すること。
 - イ 占用場所及びその周辺の公共の場所(以下「占用場所等」という。)に、車両(屋台を除く。以下同じ。)を放置すること。
 - ウ 占用時間以外の時間に、占用場所等に屋台、器材及び車両を放置すること。
 - エ 占用場所等の清掃を行わず、汚損すること。
 - オ 占用場所等に屋台営業に係る汚水を廃棄すること。

(道路占用許可書等)

第8条 条例第12条第1項の規定による道路占用許可書及び道路占用許可証の交付は、道路占用許可書にあっては福岡市道路占用規則(昭和31年福岡市規則第31号)第3条に規定する道路占用(／許可／回答／)書により、道路占用許可証にあっては(／道路占用／公園占用等／)許可証(様式第2号)によりそれぞれ

行うものとする。

(変更又は廃止等の届出)

第9条 条例第15条の規定による届出は、屋台営業(／変更／休止／廃止／)届出書(様式第3号)を提出して行わなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による提出について準用する。

第3章 公園における屋台営業

第10条 条例第16条の規定により条例第2章第2節中の規定を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条	道路法第32条第2項	都市公園法第6条第2項及び福岡市公園条例第4条第2項
第9条第1項及び第10条第1項	道路法第33条第1項	都市公園法第7条第7号及び福岡市公園条例第4条第4項
第10条第1項第1号ウ	第19条	第24条において準用する第19条
第11条第1項	道路法第87条第1項	都市公園法第8条及び福岡市公園条例第4条第5項
	道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保する	公園の管理の
第12条第1項	道路占用許可書及び道路占用許可証	公園内行為許可書及び公園占用許可書並びに公園占用等許可証
第12条第2項	受けた者(以下「市道等許可占用者」という。)	受けた者
	道路占用許可書	公園内行為許可書及び公園占用許可書

	及び	並びに
	道路占用許可証	公園占用等許可証
第13条	市道等に	公園に
第13条から第15条まで	市道等許可占有者	公園占用等許可を受けた者
第14条	福岡市道路占用料徴収条例(昭和28年福岡市条例第44号)	福岡市公園条例
	占用料	占用料及び使用料

2 前章(第4条第1項第4号を除く。)の規定は、公園における屋台営業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項及び第2項	条例第8条	条例第16条において準用する 条例第8条
第4条第1項第5号 及び第7条	市道等占用許可	公園占用等許可
第5条	条例第9条第1項第2号 ア	条例第16条において準用する 条例第9条第1項第2号ア
第6条	条例第10条第1項第2号	条例第16条において準用する 条例第10条第1項第2号
第7条	条例第11条第1項	条例第16条において準用する 条例第11条第1項
第7条第1号ア	歩道	園路
第7条第3号	歩行者等の安全な通行	公園を利用する者の適正な公園の利用
第8条	条例第12条第1項	条例第16条において準用する 条例第12条第1項

	道路占用許可書及び道路 占用許可証	公園内行為許可書及び公園占 用許可書並びに公園占用等許 可証
	道路占用許可書に	公園内行為許可書及び公園占 用許可書に
	福岡市道路占用規則(昭和31年福岡市規則第31号)第3条	福岡市公園条例施行規則(昭和33年福岡市規則第21号)第3条及び第10条
	道路占用(／許可／回答 ／)書	許可書
	道路占用許可証に	公園占用等許可証に
第9条第1項	条例第15条	条例第16条において準用する 条例第15条

(平成27規則78・一部改正)

第4章 是正措置等

(指導)

第11条 条例第17条第2項の規定による注意書による指導は、次に掲げる場合に、注意書(様式第4号)により行うものとする。

- (1) 屋台営業以外の物品の販売その他の営業行為を行っているとき。
- (2) 屋台営業により占用場所等を汚損しているとき。
- (3) 複数回口頭による指導を受けたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらに類するものとして市長が必要と認めるとき。

2 条例第17条第2項の規定による警告書による指導は、次に掲げる場合に、警告書(様式第5号)により行うものとする。

- (1) 占用時間以外の時間に、屋台営業を行い、又は占用場所等への屋台及び

器材の搬入及び搬出、車両の乗入れその他の屋台営業の準備若しくは後片付けを行っているとき。

- (2) 屋台の規格が、第7条第1号ア(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規格を超えているとき。
- (3) 屋台の規格外に机若しくは客席を設置し、又は屋台の規格外で利用者に対して飲食を提供しているとき。
- (4) 第7条第3号(第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する範囲外に器材を設置しているとき。
- (5) 屋台又は器材を設置した後の歩道の有効幅員が2メートル以上確保されていないとき(公園における屋台営業の場合を除く。)
- (6) 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されている歩道にあっては、設置した後の屋台又は器材が当該ブロックから0.6メートル以上離れていないとき(公園における屋台営業の場合を除く。)
- (7) 屋台営業を開始した後も占用場所等に車両を放置しているとき。
- (8) 占用時間以外の時間に、占用場所等に屋台、器材又は車両を放置しているとき。
- (9) 占用場所等に油脂分又は固形物を含む汚水を廃棄しているとき。
- (10) 屋台営業に係る汚水を処理するに当たり、グリース阻集器を有効な位置に設置せずに汚水枥を使用しているとき。
- (11) 条例第32条の2第1項に規定する設備を故意又は重大な過失により破損し、滅失し、又は汚損し、市長が定める期日までに原状に復さないとき。
- (12) 複数回注意書による指導を受けたにもかかわらず、是正のための措置を行わなかったとき。
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、これらに類するものとして市長が必要と認めるとき。

(平成27規則78・令和2規則61・一部改正)

(公表の内容及び方法)

第12条 条例第18条第1項の規定による公表は、屋台の名称及び所在地のほか、屋台営業者等に係る関係法令等の規定及びこれらの規定による許可に附した条件並びに第3条に規定する事項の遵守状況のうち必要なものを福岡市ホームページ等に掲載することによって行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、屋台営業者等に対する指導状況並びに市道等占用許可又は公園占用等許可の効力の停止及び取消しの状況について、前項の規定の例により公表するものとする。

(令和2規則61・一部改正)

(市道等占用許可の効力の停止の期間)

第13条 条例第19条の規定により市道等占用許可の効力を停止する期間は、30日以内で市長が定める期間とする。

(市道等に関する工事等による屋台の移転等)

第14条 市道等占用許可を受けた者は、条例第22条第1項の規定により屋台の移転を命じられたときは、条例第8条の規定による市道等占用許可の申請その他必要な手続を行い、移転する場所に係る市道等占用許可を受けた上で屋台を移転しなければならない。

2 市道等占用許可を受けた者は、他の市道等の占用の許可を受けた者が行う市道等における工事等の施行者から屋台の移転等の協議を求められたときは、これに誠実に応じるとともに、当該工事等の施行に協力するよう努めなければならない。

(公園における屋台に対する措置に係る準用に関する技術的読替等)

第15条 条例第24条の規定により条例第3章第2節中の規定を準用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条、第20条及び 第22条第1項	市道等許可占用者	公園占用等許可を受けた者
第19条、第20条及び	道路法第71条第1項	都市公園法第27条第1項及び

第23条		福岡市公圏条例第22条第1項
第20条第1号イ	第9条第1項第1号ア及びイ	第16条において準用する第9条第1項第1号ア及びイ
第20条第1号ウ	第13条第1項又は第2項	第16条において準用する第13条第1項又は第2項
第20条第1号エ	道路使用許可又は飲食店営業許可	飲食店営業許可
第22条第1項	市道等に	公園に
	道路法第71条第2項	都市公園法第27条第2項及び福岡市公園条例第22条第2項
第22条第2項	第9条第1項の	第16条において準用する第9条第1項の
	道路法第33条第1項	都市公園法第7条第7号及び福岡市公園条例第4条第4項
	第9条第1項第1号及び第3号(ウを除く。)	第16条において準用する第9条第1項第1号
第23条	除却	除却及び公園からの退去
第23条第1号	市道等を占用して	公園を占用し、又は屋台営業を行って

- 2 第13条及び第14条の規定は、公園における屋台に対する措置について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条	条例第19条	条例第24条において準用する条例第19条
第13条並びに第14条第1項及び第2項	市道等占用許可	公園占用等許可
第14条第1項	条例第22条第1項	条例第24条において準用する

		条例第22条第1項
	条例第8条	条例第16条において準用する 条例第8条
第14条第2項	市道等の	公園の
	市道等に	公園に

第5章 公募

(平成27規則118・追加)

(指定場所)

第16条 条例第25条第1項の規定により市長が指定する場所は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- (1) 屋台が連なり、福岡の風情ある景観として定着している場所であること。
- (2) 市民、観光客をはじめ多くの人々が訪れやすい場所であること。
- (3) 屋台営業に伴う臭気、騒音その他の生活環境に係る負担が、地域住民その他関係者に過重なものとならない場所であること。

2 前項に定めるもののほか、市長は、福岡市屋台選定委員会(以下「委員会」という。)が条例の目的を達成する上で適当であると認めた場所について条例第25条第1項の規定による指定を行うことができる。

(平成27規則118・追加)

(応募資格)

第17条 条例第25条第1項に規定する屋台営業候補者の公募についての応募資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応募時において、年齢満18歳以上の者であること。
- (2) 本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (3) 本市以外の市町村の市町村民税を滞納していないこと。
- (4) 条例第10条第1項第1号ウに該当する屋台営業又は条例第19条の規定による停止若しくは条例第20条の規定による取消しを受けた屋台営業に係る屋台営業者(屋台営業者であった者を含む。)でないこと。

- (5) 応募時において屋台営業者であるものにあつては、条例第10条第1項(条例第16条において準用する場合を含む。)及び条例第22条第2項(条例第24条において準用する場合を含む。)の規定により受けようとする市道等占用許可又は公園占用等許可の期間が市長が定める期間でないことが確実であると認められるものであること。
 - (6) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
 - (7) 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (8) その他屋台営業者として社会通念上不適當と認められる者でないこと。
- 2 前項(第5号を除く。)の規定は、条例第27条第2項の規定による通算期間の延長の申請の資格について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「条例第25条第1項に規定する屋台営業候補者の公募についての応募資格」とあるのは「条例第27条第2項の規定による申請の資格」と、同項第1号中「応募時」とあるのは「申請時」と読み替えるものとする。

(平成27規則118・追加、平成30規則105・令和2規則61・令和4規則24・一部改正)

(公募書類)

第18条 条例第26条第1項の規定により屋台営業候補者の決定を受けようとする者(以下「公募申請者」という。)は、市長が定める期間内に、公募屋台営業候補者応募申請書(様式第8号)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 公募屋台営業計画書
- (2) 公募申請者の住民票の写し
- (3) 本市の市税に係る徴収金を滞納していないことを証する書類
- (4) 本市以外の市町村の市町村民税を滞納していないことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平成27規則118・追加、平成30規則105・令和4規則24・一部改正)

(選定基準)

第19条 条例第26条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生を確保する具体的な取組が示されていること。
- (2) 市民、地域住民及び観光客に親しまれ、観光資源として福岡市を広報することができる屋台を目指し、従来の福岡らしい屋台文化を守るとともに、新たな魅力を創出するための創意工夫が見られること。
- (3) 地域の清掃活動に参加する等地域貢献に向けた具体的な取組が示されていること。
- (4) まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、まちの魅力を高めようとする意欲が感じられること。

(平成27規則118・追加)

(書類の送付)

第20条 市長は、条例第25条第3項の規定により委員会の意見を聴くときは、第18条の規定により提出された公募屋台営業計画書その他屋台営業候補者の決定に必要な書類を委員会に送付するものとする。

(平成27規則118・追加)

(決定の通知)

第21条 条例第26条第3項の規定による通知は、屋台営業候補者決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

- 2 市長は、屋台営業候補者として決定しないこととしたときは、屋台営業候補者却下通知書(様式第10号)により公募申請者に通知するものとする。

(平成27規則118・追加)

(決定の辞退)

第22条 前条の規定による決定通知書の送付を受けた者で当該決定を辞退しようとするものは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平成27規則118・追加)

(決定の取消し)

第23条 市長は、屋台営業候補者について次の各号のいずれかに該当するときは、条例第26条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 公募屋台営業計画書その他提出された書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 第5条第2項に規定する期間内に、条例第8条(条例第16条において準用する場合を含む。)に規定する申請書及び書類を市長に提出しないとき。
- (3) 第17条第1項に規定する応募資格を失ったとき。
- (4) その他屋台営業候補者として不適当と認められるとき。

(平成27規則118・追加、平成30規則105・一部改正)

(営業状況の報告)

第24条 条例第33条に規定する報告は、屋台営業状況報告書(様式第11号)の提出により行うものとする。

(平成27規則118・追加)

(通算期間の延長申請等)

第25条 条例第27条第2項の規定による申請は、通算期間の満了する日の6月前までに、通算期間延長申請書(様式第12号)に当該期間の延長の理由を説明する書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、条例第27条第3項の規定による延長を行うときは通算期間延長決定通知書(様式第13号)により、当該延長を行わないときは通算期間延長却下通知書(様式第14号)により通算期間の延長を申請した公募屋台営業者(以下「延長申請者」という。)に通知するものとする。

(平成27規則118・追加、令和2規則61・一部改正)

(通算期間の延長に係る審査基準)

第26条 市長は、条例第27条第3項の規定による延長を行うに当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 延長申請者に対する条例第17条に規定する指導及び条例第19条又は第20条に規定する措置の実施状況
- (2) 延長申請者の過去の営業状況
- (3) 第18条第1号の規定により提出された公募屋台営業計画書に記載された営業計画の実現の程度
- (4) その他屋台の効用を十分に発揮し、福岡の魅力を高めているものであるか。

(平成27規則118・追加)

(委員会の組織及び委員)

第27条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、3年以内で市長が定める期間とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成27規則118・追加、平成28規則7・令和2規則100・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第28条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成27規則118・追加)

(会議)

第29条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平成27規則118・追加、令和2規則61・一部改正)

(庶務)

第30条 委員会の庶務は、経済観光文化局において処理する。

(平成27規則118・追加)

(委員会の運営に関する委任)

第31条 第27条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平成27規則118・追加)

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、屋台の公募に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平成27規則118・追加)

第6章 屋台営業に関するその他の事項

(平成27規則118・旧第5章繰下)

(講習会)

第33条 条例第31条第1項の講習会は、年1回以上開催するものとする。

- 2 条例第31条第4項の規定による証明は、講習会受講証(様式第6号)により行うものとする。

(平成27規則78・一部改正、平成27規則118・旧第16条繰下)

(設備の使用料等)

第34条 条例第32条の2第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

- 2 条例第32条の2第8項の規定により同条第1項から第7項までの規定を準用する場合においては、同条第1項中「市道等に」とあるのは「公園に」と、同条第5項中「第20条」とあるのは「第24条において準用する第20条」と読

み替えるものとする。

(平成27規則78・追加、平成27規則118・旧第16条の2繰下)

第7章 雑則

(平成27規則118・旧第6章繰下)

第35条 条例第34条第2項に規定する証明書は、屋台立入調査従事職員証(様式第7号)によるものとする。

(平成27規則118・旧第17条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(再配置対象屋台営業者に係る経過措置)

- 2 条例附則第2項に規定する再配置対象屋台営業者が条例附則第7項の規定による市道等占用許可を受けて行う屋台営業については、第11条第2項第5号及び第6号の規定は、適用しない。

(施行日前における公園の占用の許可)

- 3 条例附則第10項の規定による条例の施行の日前における同日以後の公園の占用の許可については、この規則の規定の例による。

(応募資格の特例)

- 4 令和2年11月2日から令和4年2月1日までの間における第17条第1項の規定の適用については、同項第2号中「市税に係る徴収金」とあるのは「市税に係る徴収金(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条第1項の規定により現に徴収を猶予されているものを除く。次条第3号において同じ。)」と、同項第3号中「市町村民税」とあるのは「市町村民税(地方税法附則第59条第1項の規定により現に徴収を猶予されているものを除く。次条第4号において同じ。)」とする。

(令和2規則100・追加)

附 則(平成27年 3 月30日規則第78号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の福岡市屋台基本条例施行規則第34条及び別表の規定は、福岡市屋台基本条例の一部を改正する条例(平成27年福岡市条例第37号)による改正後の福岡市屋台基本条例第32条の 2 第 1 項に規定する設備の供用が開始されていない場所において屋台営業を行う者については、当該設備の供用が開始されるまでの間は、適用しない。

(平成27規則118・令和 2 規則61・一部改正)

附 則(平成27年10月 1 日規則第118号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年 2 月 1 日規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年11月17日規則第162号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年10月29日規則第105号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月30日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市屋台基本条例施行規則第11条の規定は、この規則の施行の日以後にした違反行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年11月 2 日規則第100号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市屋台基本条例施行規則第27条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に任命される委員について適用し、同日前に任命された委員については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月10日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項第1号の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表

(平成27規則78・追加)

区分	単位	金額
給水装置	1 月	円 1,200
汚水枳	1 月	1,200
受電箱	1 月	800

様式第1号

屋台営業届出書

年 月 日

(宛先) 区長

届出者(申請者)住 所
氏 名
(自宅電話 ー ー)
(携帯電話 ー ー)

市道等占用許可(公園占用等許可)の申請に当たり、下記のとおり届け出ます。

1 屋台の名称及び保管場所

屋 台 の 名 称	
屋台の保管場所	区 町 番地 丁目 番 号 (駐車場の名称等)

2 屋台営業者等名簿

屋 台 営 業 者	ふりがな		写真
	氏 名		
屋台営業従事者	ふりがな		写真
	氏 名		
	ふりがな		写真
	氏 名		

備考

- 1 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身のもので、縦4cm×横3cm程度のものとする。
- 2 継続して3月以上雇用予定の屋台営業従事者について、届出を必要とする。

様式第2号

道 路 占 用
公 園 占 用 等

許可証

写真
申請前6月以内に
撮影した無帽、正面、
上半身のもの
(縦4cm×横3cm程度)

許可を受けた者	
屋 台 の 名 称	
占 用 場 所	

福岡市屋台基本条例の規定に基づき、市道等占用許可
(公園占用等許可)を受けた者であることを証します。
年 月 日

区長

印

様式第3号

屋台営業 $\left(\begin{matrix} \text{変} & \text{更} \\ \text{休} & \text{止} \\ \text{廃} & \text{止} \end{matrix} \right)$ 届出書

年 月 日

(宛先) 区長

届出者住 所
氏 名
(自宅電話 — —)
(携帯電話 — —)

福岡市屋台基本条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 屋台の名称及び屋台営業の場所

屋 台 の 名 称	
屋台営業の場所 (占有場所)	区

2 届出区分及び届出内容(該当する届出区分に○)

届出区分	届出内容
変 更 $\left(\begin{matrix} \text{条例第8条に} \\ \text{規定する申請書} \\ \text{又は書類の内容} \\ \text{に変更があると} \\ \text{き。} \end{matrix} \right)$	確認事項 上記の内容が確認できる書類を添付し届け出ます。
休 止 $\left(\begin{matrix} \text{屋台営業を1} \\ \text{月以上の期間に} \\ \text{わたり休止する} \\ \text{とき。} \end{matrix} \right)$	1 休止の期間 年 月 日から (か月間) 2 確認事項 休止中は屋台営業は行いません。
廃 止 $\left(\begin{matrix} \text{屋台営業を廃} \\ \text{止するとき。} \end{matrix} \right)$	廃止日 年 月 日

様式第4号

第 号
年 月 日

注 意 書

(屋台の名称)
(氏 名) 様

区長 

あなたの屋台営業について、下記の違反行為を確認しましたので、福岡市屋台基本条例
第17条第1項の規定により、速やかに是正のための措置を行うよう注意します。

記

- 1 違反行為の内容
- 2 違反行為の確認日
- 3 問合せ先

様式第5号

第 号
年 月 日

警 告 書

(屋台の名称)
(氏 名) 様

区長 

あなたの屋台営業について、下記の違反行為を確認しましたので、福岡市屋台基本条例
第17条第1項の規定により、直ちに是正のための措置を行うよう警告します。

記

- 1 違反行為の内容
- 2 違反行為の確認日
- 3 問合せ先

様式第6号

講習会受講証

年 月 日

様

福岡市長



本市が 年 月 日に実施した屋台営業に係る講習会を受講したことを
証します。

様式第7号

(表面)

No.	
屋台立入調査従事職員証	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、福岡市屋台基本条例第34条第1項の規定による屋台への立入調査に従事する職員であることを証する。	
年 月 日交付	
福岡市長	印

(裏面)

(注 意)
(1) この証は、執務中必ず携帯し、関係人の請求があつた場合は、これを提示しなければならない。
(2) この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
(3) この証を紛失したときは、直ちに届け出なければならない。
(4) この証は、新たな証の交付を受けたとき、又は資格を失ったときは、直ちに返却しなければならない。

様式第8号

公募屋台営業候補者応募申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者
住所

(フリガナ)
氏名

生年月日 年 月 日

電話番号

FAX番号

※電話番号は日中連絡可能な番号を記載して下さい。

写真
申請前6月以内に撮
影した無帽、正面、
上半身のもの
(縦4cm×横3cm程度)

福岡市屋台基本条例施行規則第18条の規定により、屋台営業候補者の決定を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、営業に際しては、福岡市屋台基本条例、同条例施行規則その他関係法令を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

また、申請者が本件申請に当たり市に提出した個人情報について、市が下記の事項に使用することに同意します。

*暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用すること。

営業希望期間 ※3年以内	年 月 日から 年 月 日まで
-----------------	-----------------

様式第9号

屋台営業候補者決定通知書

年 月 日

様

福岡市長



年 月 日付けで申請のありました屋台営業候補者に係る公募につきましては、次のとおり屋台営業候補者として決定しましたので、通知します。

なお、営業に際しては、福岡市屋台基本条例、同条例施行規則その他関係法令を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従ってください。

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
営 業 場 所	
営 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
市道等占用許可(公園占用等許可)の申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
決定に際しての委員会意見	
そ の 他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第10号

屋台営業候補者却下通知書

年 月 日

様

福岡市長



年 月 日付けでなされた屋台営業候補者の公募に係る申請につきましては、次のとおり却下することに決定しましたので、通知します。

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
却 下 の 理 由	
そ の 他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号

屋台営業状況報告書

年 月 日

(宛先)福岡市長

報告者(屋台営業者)

住所

氏名

(屋号)

電話番号

福岡市屋台基本条例施行規則第24条の規定により、屋台の営業状況について、次のとおり報告します。

なお、営業に際しては、福岡市屋台基本条例、同条例施行規則その他関係法令を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

営 業 場 所	
営 業 開 始 年 月 日	年 月 日
市道等占用許可又は 公園占用等許可の通 算期間	年 月 日から 年 月 日まで
報 告 事 項	

様式第12号

通算期間延長申請書

年 月 日

(宛先)福岡市長

申請者
住所

氏名

(屋号)
電話番号

福岡市屋台基本条例第27条第2項の規定により、公募屋台営業者に係る市道等占用許可又は公園占用等許可の通算期間を延長したいので、次のとおり申請します。

なお、営業に際しては、福岡市屋台基本条例、同条例施行規則その他関係法令を守るとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

営 業 場 所	
営 業 開 始 年 月 日	年 月 日
現在の市道等占用許可又は公園占用等許可の通算期間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (延長回数 回目) ※1回目は2年以内、2回目は5年以内
延 長 の 理 由	

様式第13号

通算期間延長決定通知書

年 月 日

様

福岡市長



年 月 日付けで申請のありました公募屋台営業者に係る市道等占用許可又は公園占用等許可の通算期間の延長につきましては、次のとおり延長することに決定しましたので、通知します。

なお、営業に際しては、福岡市屋台基本条例、同条例施行規則その他関係法令を守るとともにこれらに基づく職員の指示に従ってください。

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
営 業 場 所	
延 長 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (延長回数 回目) ※1回目は2年以内、2回目は5年以内
市道等占用許可又は公園占用等許可の通算期間の延長期間	年 月 日 から 年 月 日 まで(回目 年以内)
決定に際しての委員会意見	
そ の 他	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第14号

通算期間延長却下通知書

年 月 日

様

福岡市長



年 月 日付けでなされた公募屋台営業者に係る市道等占用許可又は公園占用等許可の通算期間の延長に係る申請につきましては、次のとおり却下することに決定しましたので、通知します。

申 請 者 名	
申 請 者 住 所	
営 業 場 所	
延 長 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (延長回数 回目) ※1回目は2年以内、2回目は5年以内
却 下 の 理 由	
そ の 他	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として(訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

特殊形態営業に関する取扱要綱

第1 目的

この要綱は、簡易な施設、屋台等の施設を用いて、複数の場所で短期間に限り行う営業、常設施設を設け得ない場所で行う営業等、福岡県食品衛生法施行条例（平成 12 年福岡県条例第 17 号。以下、「施行条例」という。）に定める施設基準により難い特殊な形態による営業について、知事が特に公衆衛生上支障がないと認める場合に必要な基準等を定めることを目的とする。

第2 適用範囲

この要綱は、第3に掲げる形態に合致し、かつ、第5の表に掲げる取扱食品のみ取り扱う営業について、第4の許可対象業種に限り適用するものとし、これらの要件に合致しないものについてはこの要綱は適用せず、施行条例に規定する施設基準を適用するものとする。

第3 定義

この要綱において特殊形態営業を次のとおり定義する。

（1）仮設営業

ア キャンプ場、海水浴場、ビアガーデン等において、特定の季節（3ヶ月程度）を限度として簡易な施設を設けて行う営業（季節的営業）

イ 催物等において、組立式又はカプセルショップ等簡易な施設を用いて短期間（2週間を限度とする。以下同じ。）ごとに営業場所を変更又は反復して行う営業（仮設営業）

（2）ろ店営業

ア 二輪又は四輪等軽車両（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 4 項に規定する軽車両をいう。）に営業設備を設けた屋台を据え、移動しながら行う営業（流し屋台）

イ 上記アの屋台を一定場所（公道、公園等公の管理に属する場所に限る。）に定置し、営業終了とともに撤去する営業（定置屋台）

（3）臨時営業

催物に際し、短期間に限り、（1）のイに掲げる簡易な施設を用いて行う営業

※ 催物等とは次のものをいう。

- 1 祭礼、展示即売会等の催物（一時的に開催され、あらかじめ終期が定まっているものに限る。）
- 2 公園等人の往来の多い場所（自己所有の敷地内など、常設施設を設けることができる場所を除く。）

第4 許可対象業種

仮設営業、ろ店営業、臨時営業の許可対象業種は飲食店営業のみとする。

第5 取扱食品及び提供品目数

1 取扱食品は次表のとおりとする。

営業形態	許可対象業種	取扱食品
仮設営業 ろ店営業 臨時営業	飲食店営業	(1) 簡易な調理加工により提供できる食品で、提供する直前に十分に加熱されたもの (2) 単に注ぎ分けて提供できる酒類 (3) コーヒー、紅茶等の飲物（簡易な調理加工により提供できる飲物で、提供する直前に十分に加熱されたもの及び清涼飲料水を単に注ぎ分けたもの。） (4) 削氷（砕氷を含む。密閉構造の自動削氷又は自動砕氷機を使用する削氷。） (5) アイスcream類（小分け販売に限る。） (6) 殺菌液状ミックスを原料として製造するソフトクリーム

2 提供品目数は、原則として1営業許可あたり1品目とするが、施設の規模や有している設備とその設置状況等により、保健所長が衛生上支障がないと認める場合はこの限りではない。

なお、使用する設備及び調理工程が同一の食品は、同一品目として差し支えない。

第6 食品の仕入れ又は仕込場所

食品の仕入れ又は仕込は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく許可施設又は施設基準に準じた施設において行うこと。

第7 許可の条件

- 1 仮設営業及びろ店営業にあつては、許可の有効期間は5年とすること。臨時営業にあつては、申請のあった期間とすること。
- 2 取扱品目は、申請のあった品目とすること。
- 3 削氷、アイスcream類、ソフトクリーム、飲物及び酒類以外の食品については、営業場所において提供する直前に十分に加熱されたものの提供に限ること。

第8 施設基準

施設基準は、別表のとおりとする。

なお、保健所長が衛生上支障がないと認め、複数品目を提供する場合は、原則として専用の設備を設けること。

第9 その他

この要綱で定めるもののほか、許可の取扱い等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成元年6月1日から施行する。ただし、移動営業のうち、乳類販売業、食肉販売業及び魚介類販売業については、平成3年4月1日から適用するものとする。
- 2 この要領施行前に営業許可を受けている者の営業施設については、当該許可の満了するまでは改正後の施設基準の適用はしないものとする。

附 則

この要領は、平成27年8月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
(食品の自動販売機に関する取扱要領の廃止)
- 2 食品の自動販売機に関する取扱要領(平成3年5月8日2生衛食第198号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
(定置屋台に関する措置)
- 2 この要領の施行の際現に公道、公園等公の管理に属する場所以外の場所においてろ店営業(定置屋台)の営業許可を受けている者の当該営業施設については、改正後のろ店営業(定置屋台)とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に営業許可を受けている者にあつては、当該許可満了の日までは、なお従前の例によるものとする。

別表

施設基準

1 構造設備及び取扱設備

- (1) 営業施設は清潔な場所に位置すること。
- (2) 衛生的に作業できる広さと構造のものであること。
- (3) 風雨を防ぐことのできる構造で、清掃しやすく十分な明るさを保つ構造又は設備を有すること。
- (4) 器具及び容器包装を衛生的に保管できる設備を有すること。
- (5) 従事者の手指を洗浄・消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を有すること。
- (6) 食品を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。
- (7) 冷蔵又は冷凍設備には、温度計を備えること。
- (8) 器具類の洗浄を行うため、使用目的に応じた十分な容量の容器を有すること（営業施設内において器具類の洗浄を要さない営業を除く。）。
- (9) 機械器具、容器その他の設備（以下この表において「機械器具等」という。）は、適正に洗浄、保守及び点検をすることのできる構造であること。
- (10) 食品に直接触れる機械器具等は、耐水性材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
- (11) 削氷機は密閉式構造で自動式のものであること。

2 給水及び汚物処理

- (1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水が相当量貯水できる外部から汚染されない構造で衛生的な容器を有すること。
- (2) 不浸透性で十分な容量を備え、汚液及び汚臭が漏れない構造の廃棄物容器を有すること。